

① キャリア教育の現状

学校教育においてキャリア教育が本格的に開始されたのは二〇〇四年四月からである。文部科学省は「新キャリア教育プラン推進事業」の一環として、全国四五都道府県政令市の小学校一〇校、中学校八六校、高等学校八〇校合計二七六校を指定し、三年間にわたる実践研究を始めた。勿論、こうした枠組みに入らず独自にキャリア教育実践に着手する学校や地域は急増している。

二〇〇五年度には経済産業省が「地域自律・民間活用型キャリア教育プロジェクト」を立ち上げ、初等中等教育段階で、地域のNPO・企業などによる職業観の醸成を図るキャリア教育の基盤づくりを行うなど文部科学省と連携した事業に着手し、長期的な視野に立ったキャリア教育に取り組むことになった。

キャリア教育実践の場の拡大を想定した地域の受け皿作りを狙ったのである。

一方、文部科学省も同年度からキャリア教育実践プロジェクトとして五日以上の職場体験を実施する「キャリア・スタート・ウィーク」などをキャリア教育強化策として盛り込み、さらに一歩前進したキャリア教育対策を講じることになった。既に五日間の職場体験などを実施している兵庫県（トライやる・ウィーク）、富山県（社会に学ぶ『十四歳の挑戦』）を除いての実施であるが、初年度、一三四地域約一、〇〇〇校の中学校が参加して「キャリア・スタート・ウィーク」が開始された。ちなみに新潟県では、新潟市が指定を受け現在十の市内の中学校が「キャリア・スタート・ウィーク」に着手している。同事業を文部科学省は向う三年をかけた全国のほぼ総ての公立中学校約一〇、〇〇〇校に拡大する予定である。この施策の特徴は、地域レベルでキャリア教育を支援するシステム作りを学校、PTA、各教育委員会、各労働局・ハローワーク、各経済産業局、地方公共団体、地域の経営者協会、商工会議所等を通じた協議の場を設定すると同時に関係諸機関等の連携・協力による職場体験等をはじめとするキャリア教育支援のシステム作りを重点を置いているところである。指定

リレー連載

教育のゆくえ

キャリア教育という 名の教育改革

三村 隆男 ■

上越教育大学生徒指導総合講座助教授



設計能力」「意思決定能力」の四能力領域に分け、職業的(進路)発達を促すために育成することが期待される具体的な能力・態度としての諸項目が発達段階に応じて例示されている。例示とはいえ小・中・高等学校における職業観や勤労観の育成をもとに主体的な選択能力の育成を小学校段階から始めるキャリア教育実践の拠り所となる重要なプログラム例であることには相違ない。「学習プログラムの枠組み(例)」がキャリア教育の推進方策として正式に位置づけたのは二〇〇四年の文部科学省『キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書』児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために(以下『調査研究報告書』とす) *2であり、「キャリア教育における学習プログラムの枠組の一つのモデルとみなすことができる」とされた。更に同報告書は、キャリア教育を「従来の教育の在り方を幅広く見直し、改革していくための理念と方向性を示す」とし、キャリア教育が単なるフリーターやニート対策ではなく、教育の在り方を見直すものであるとの立場を明確にしている。キャリア教育は、教育基本法第1条(教育の目的)「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」への回帰を求めた教育改革に他ならないのである。

3 進路指導からキャリア教育の条件整備

戦後、高度経済成長期の下、戦前から使用されていた職業指導が就職指導や職業斡旋に重点を置くかのような誤解を与えるとのことで、進路指導と名称を変更する。公には一九五七年の中央教育審議会答申「科学技術教育の振興方策について」にて初めて進路指導の用語が使用された。右肩上がりの経済や高等学校の進学率の上昇の中で、「良い学校、良い会社、良い人生」を基調とした偏差値による進路指導が主流となった。本来の進路指導への回帰も文部省や進路指導研究団体及び研究者によって主張されたが、進路指導の本音と建て前と

いった表現で形骸化されていた。

本来の進路指導に戻す大改革は中学校ではじまった。一九九二年、埼玉県教育長が中学校進路指導の際、業者テストの偏差値を私立高校へ提供していることに異を唱え、「進路指導における偏差値の不使用」をうちだした。翌年、文部省は「指導の転換をはかるための基本的視点」を4点示したのである。

- (一) 学校選択の指導から生き方の指導への転換
- (二) 進学可能な学校の選択から進学したい学校の選択への指導の転換
- (三) 一〇〇%の合格可能性に基づく指導から生徒の意欲や努力を重視する指導の転換

(四) 教師の選択決定から生徒の選択決定への指導の転換

これらはまさに本来の進路指導への回帰を求めたものであり、中学校の進路指導は大転換を迫られることになったのである。こうしたキャリア教育を本来の姿に戻そうする動きに続き、一九九六年、第一期中央教育審議会「二十一世紀を展望したわが国の教育の在り方について(第一次答申)」で「生きる力」が取り上げられた。変化の多い社会の中でも主体的に生きていく資質や能力などを含めた全人的な力を表現した「生きる力」は本来の進路指導が希求してきたものそのものであった。「生きる力」では、問題解決能力と豊かな人間性、そして健康体力が求められている。

現行の学習指導要領において、「生きる力」、進路指導、キャリア教育との一連の流れの中で条件整備ともいえる内容といえるものは、「総合的な学習の時間」の創設と「ガイダンスの機能」の記述である。次に示したのは中学校の学習指導要領に示されたものである。なお、「ガイダンスの機能」についての記述は小学校にはない。

ア 「総合的な学習の時間」の創設

・内容：総合的学習の時間においては、各学校では、地域や学校、生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく

学習など創意工夫を生かした教育活動を行うものとする。
ねらい

- (一) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。
- (二) 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること。

- (三) 各教科、道徳及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。(平成15年12月の改正にて追加)

イ ガイダンスの機能

生徒が学校や学級での生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、ガイダンスの機能の充実を図ること。

学校教育における学びを総合的に捉え、展開することにより、課題解決をしながら実際の生活に適応し、学びと将来とを結びつける能力や態度を育成していくことは、キャリア教育の基盤的な考えであり。現在、職場体験やインターシップをはじめとする進路に関する学習が総合的な学習の時間を使用して実践されていることから、こうした新たな教育施策が、結果的にキャリア教育の基盤整備となったと言える。

④ フリーター及びニートの現状と若年者就業対策及びキャリア教育施策

フリーターの数値が衝撃を与えたのは二〇〇三年五月に出された『平成一五年度版国民生活白書』(内閣府)*3であり、労働白書の定義に派遣社員も加え、二二〇〇一年においてその数が四一七万人に達するとした。この数値から「学

生、正社員以外の主婦を除いた若年人口の五人に一人(二一・二%)がフリーターになっている」とし、大きな話題となった。ここでは相対的に雇用する企業側の要因が大きいのとしたものの、「新卒フリーターとならないよう、高校や大学の教育内容を見直したり、学業と就業を並行して行ったりする」と主に学校教育に対しては後期中等教育及び高等教育への期待を示した。

しかし、同年の翌月には文部科学、厚生労働、経済産業及び経済財政政策担当の四大臣により「若者自立・挑戦プラン」がだされ、若年者の就業問題を国家的課題と位置づけ、教育、雇用、産業政策の連携を強化しながら官民一体となった総合的な人材対策を講じることになった。

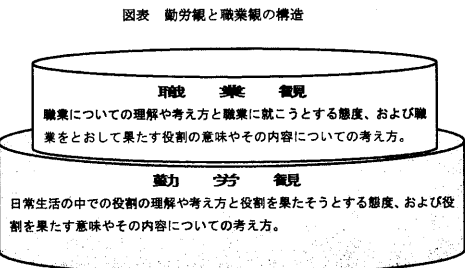
さらに、二〇〇四年に出された『二〇〇四年版労働経済白書』(厚生労働省)では、フリーターとは異なった層としてニートの存在を指摘した。ニートとはN E E Tと書き、Not in Education, Employment or Training(通学も仕事もしておらず職業訓練も受けていない人々)の各単語の頭文字を並べたものである。同白書ではニートの存在が五二万人と発表した。その後二〇〇五年三月、内閣府の「青少年の就労に関する研究会」がニートを八五万人と上方修正した。フリーターはたとえパートやアルバイトにせよ就業意欲がある一方、ニートはそうした意志を示さない点及び、不登校、ひきこもりの延長線上にある場合も多いとの指摘もあり、フリーターとは質的に異なった対応が求められる。

二〇〇四年度より「若者自立・挑戦プラン」に基づく各種の取り組みを文部科学省、厚生労働省、経済産業省、内閣府が行うことになった。取組みは大きく二種類に分けられる。一つは、現存するフリーターやニート対策として若年者の就業支援や人材育成の視点が中心の施策であり、もう一つは、職業観、勤労観を身に付け主体的に進路を選択する能力や態度を育てることで今後のフリーターやニートの増加を抑止する施策である。最初に紹介した文部科学省による「新キャリア教育プラン推進事業」や「キャリア・スタート・ウィーク」もこうした施策のひとつとして推進されているのである。

5 職業観と勤労観の解釈とキャリア教育の意義

キャリア教育導入にあたり、育成をめざす職業観、勤労観をどのように解釈するかは推進の重要なポイントとなる。『調査研究報告書』では、「職業観」を「人それぞれの職業に対する価値的な理解」とし、「勤労観」を「勤労に対する価値的な理解・認識」である。職業としての仕事や勤めだけでなく、ボランティア活動、家事や手伝い、そのほかの役割遂行などを含む、働くことそのものに対する個人の見方や考え、価値観であり、個人が働くこととどのように向き合って生きていくかという姿勢や構えを規定する基準となっている」としている。この解釈では職業観が勤労観に包括され、両者の識別がしづらくなっている。

多くの学校や地域のキャリア教育の立ち上げに参画した筆者は、小学校、中学校、高等学校と十二年間のキャリア教育を継続的に展開する際、職業観と勤労観を対比的に捉えることで両者の理解が容易になり、実践が円滑に移行すると考え、職業観、勤労観の関係を図表のように示した。



三村隆男『キャリア教育入門 - その理論と実践のために -』(2004、実業之日本社)より

*4 つまり、職業観と勤労観を二層構造と捉え、勤労観を基盤に職業観が形成されると考えるのである。ここでは勤労観を、「日常生活の中での役割の理解や考え方や役割を果たそうとする態度、および役割を果たす意味やその内容についての考え方」と定義する。勤労観は日常生活における役割遂行への認識と態度、遂行後形成された役割への意味づけとしての価値観とす

るのである。職業観は、そうした勤労観の基盤に立った上での職業に関わる勤労観と同様なプロセスを経て育成される価値観とする。この考えは、キャリア教育が若年者の職業意識の改善に偏向し職業体験や職業理解に傾注することを抑止する。日常生活の役割遂行への価値観形成が基盤となり職業観が形成されるとの考えは、特に初期のキャリア教育、小学校教育におけるキャリア教育の重要性を認識させ、実践を容易にする。先にあげた四能力領域と八つの能力をこうした役割遂行の過程で育成することが具体的実践として想定されるからである。既に示した「従来の教育の在り方を幅広く見直し、改革していくための理念と方向性を示す」はこのことを含み、小学校教育におけるキャリア教育なくして中学校、高等学校のキャリア教育は成立し得ないという重層的教育の構造を提示するのである。

進路指導からキャリア教育への移行期を迎えた学校教育にとっても、若年者の就業意識の改善は眼前の大きな課題である。しかし、その改善方策の基盤は何かを十分検討することなしにキャリア教育実践に着手することは、結果的にキャリア教育をフリーターやニート対策と矮小化してしまうことにつながりかねない。キャリア教育の導入に多くの地域や学校が着手する中、キャリア教育にあるこれまでの学校教育を見直すといった重要な課題を見失わないことを願い本稿を書かせていただいた。

★参考文献

- *1 国立教育政策研究所生徒指導研究センター「児童生徒の職業観・勤労観を育む教育の推進について(調査研究報告書)二〇〇二年。
- *2 文部科学省『キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書』二〇〇四年。
- *3 内閣府『平成一五年度版国民生活白書』二〇〇三年。
内閣府の調査は、労働省の調査と異なり派遣社員をフリーターに含めるため数値が二〇〇万ほど上乗せされている。
- *4 三村隆男編著『図解はじめる小学校キャリア教育』(実業之日本社、二〇〇四年)、三村隆男 共編『キャリア教育が小学校を変える―静岡県沼津市立原東小学校の実践―』(実業之日本社、二〇〇五年)は、こうした思いで著した。